

## 柏市除染実施計画策定にあたっての基本的な考え方

本計画は、市域の除染についての柏市の計画を示すものとして策定を進めてまいりましたが、国からの財源を確保する目的から、放射性物質汚染対処特別措置法（以下、「特別措置法」という。）に基づく法定計画としても位置付けを受けられるよう策定を進めてまいりました。

法定計画として位置づけを受けるための条件には、特別措置法に基づく国（環境省）との協議が必要とされておりますが、この協議を重ねる中で、市民の皆様のお声を踏まえた国への要望に係る部分など、法定計画としての位置付けを受けるために修正や削除を行った部分がありましたので、計画策定にあたっての基本的な考え方について、以下のとおり補足するものです。

### 除染にかかる費用の負担について

原因者負担の原則からすれば、東京電力株式会社が除染に係る費用の全額を負担すべきものと考えます。しかしながら、今般の原子力発電所の事故は、国のエネルギー政策の結果として生じたという一面も否定はできません。従って、特別措置法にもあるとおり、国の責務において除染を推進する以上、除染に係る費用については第一義的には国が財政措置をするのが当然と考えます。

このため、特別措置法に基づく「汚染状況重点調査地域」2)の指定（平成 23 年 12 月 28 日指定告示）を受け、除染に係る費用については、今後あらゆる機会を通じて国に確実な財政措置を求めていく方針です。

なお、特別措置法に基づく国の財政措置には該当しないものであっても、市民の意見も踏まえて市が決定する除染や被ばく低減対策に係る必要な費用については、東京電力株式会社に費用負担を求めていくとともに、国に対しては更なる支援の拡充が図られるよう引き続き要請していきます。

### 【備考】

平成 24 年 2 月 1 日に国（環境省）から示された「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金」は、民有地・民有施設の除染を所有者（又は管理者）が実施した場合には補助の対象外としています。

しかしながら、民有地や民有施設における除染の実施主体を市（この場合は国の補助対象）とすることは、全市域的に放射性物質による汚染が広がっている本市の現況を鑑みた場合、本市の世帯数（または対象家屋等の施設数）及び面積では、除染の完了までに相当の期間がかかるものと予測されます。

したがって、本市といたしましては、特措法第 35 条第 3 項に基づき、民

有地や民有施設に関しては、その所有者（又は管理者）に除染への協力を求めていく考えです。

なお、除染実施主体者が所有者（又は管理者）である場合に、国の財政措置がないことは、明らかに特措法の精神に反するものと考えます。本市におきましては、この点につきまして、平成 24 年 2 月 17 日付けで国への要求を強く行ったところです。

#### 除去土壌等の処理、処分の方針について

除染を進める上で最大の課題が、放射性物質を含む除去土壌や側溝汚泥をはじめとする除染に伴い発生する廃棄物（以下、「除去土壌等」という。）の処理、処分であります。国は、原子力災害対策本部が昨年 8 月 26 日付けで決定した「除染に関する緊急実施基本方針」においては、「除染に伴って生じる土壌等の処理に関し、長期的な管理が必要な処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行う」としていましたが、平成 24 年 1 月に施行した特別措置法において、市町村による土壌等の除染等の措置により発生した除去土壌等については市町村が処分を行うことと位置付けたうえで、除去土壌等の処分場について、国が確保する考えはないとの意向を示しております。

しかしながら、除去土壌等の総量は膨大になることが推測され、都市化の進んだ市内においては、除去土壌等の処分場を設置するのは大変困難です。

市では、除去土壌等の処分場の確保について、国が責任を持って対応するよう、平成 24 年 2 月 17 日付けで要望したところですが、この点につきましては、今後も引き続き強く要望していく考えです。

以上のような状況から、除染に伴い発生する除去土壌等については、国から中間処理や最終処分の方針が示され、その処理が可能となるまでの間は、原則として国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内における管理（埋設処理等）とすることとし、市民の皆様にご理解とご協力をお願いしていく考えです。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（埋設方法、場所、量など）の記録をすることを基本とします。

#### その他

民家や私立学校等をはじめとする民有地の除染に係る費用については、所有者（又は管理者）が実施した場合にも国の財政措置の対象となるよう、国に強く求めていきます。